

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、袋井市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

中遠広域都市計画道路 3・4・7号村松山科線
3・4・43号芝東西線
3・4・44号諸井北小線
3・4・45号浅名五十岡線
3・4・49号上石野梅橋線
3・4・59号西通新池線
3・5・21号広岡村松線
8・6・1号新池堀越線

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課